

当推進センターは「暴力団のない安全で安心して暮らせる岩手県」の実現を  
目指し県民の皆さんと力を合わせて「暴力団追放運動」を強力に推進します。



# 暴追いわて Vol.74

平成30年7月発行



ひまわりと岩手山

## 主な内容

- 1 …… 就任のご挨拶  
岩手県警察本部長 島村 英  
岩手県警察本部刑事部長 佐藤 力也
- 3 …… 最近の暴力団情勢等について
- 4 …… 理事会・評議員会の開催  
暴追センターの財務状況
- 5 …… 不当要求防止責任者講習アンケート調査結果
- 6 …… 暴力団等に対する基本的対応要項
- 7 …… 不当要求防止責任者講習&賛助会員募集

## 暴力団追放「三ない運動+1」

- ★ 暴力団を恐れない
- ★ 暴力団に金を出さない
- ★ 暴力団を利用しない
- + 1 暴力団と交際しない



# 新本部長 就任ご挨拶



岩手県警察本部  
本部長 島村 英

本年3月29日付けで、岩手県警察本部長に就任しました島村です。

県内の各地域や職域において暴力団排除に携わっておられる皆様には、平素から暴力団排除活動をはじめ、警察業務の各般にわたり、深いご理解とご協力を賜り、心から御礼申し上げます。

さて、最近の暴力団情勢ですが、平成27年8月に六代目山口組が分裂し、離脱した勢力が神戸山口組を立ち上げて以降、双方の傘下組織の暴力団事務所に対する銃器発砲事件や車両突入事件等が全国各地で発生し、現在も両団体は対立抗争の状態にあります。

加えまして、昨年4月には、神戸山口組から離脱した一部勢力が、新たに任侠山口組の結成を表明して神戸山口組と対立するなど、情勢は複雑化・流動化しており、依然として予断を

許さない状況にあります。

一方、暴力団排除を巡る情勢ですが、従来から進められてきました公共事業からの排除に加え、銀行取引、証券取引、不動産売買、生命保険等の民間取引において暴力団排除条項の整備が進むなど、暴力団との関係遮断は社会的な要請であります。

本県においても、県及び県内全市町村において暴力団排除条例が制定され、暴力団排除の気運が高まっておりますが、その一方で、毎年、暴力団員に利益供与をした事業者が県暴力団排除条例に基づく勧告を受けるなど、依然として、暴力団を利用する、又は暴力団とのしがらみを絶てない事業者が存在しており、より一層、暴力団排除気運を高めていく必要があります。

暴力団を排除するためには、県民一人ひとりが暴力団に負けないという確固たる意志を持ち、地域や職域という身近な場所において暴力団排除運動を展開し、運動の輪を県内全体に広げていくことが、何よりも重要であります。

県警察といたしましても、暴力団排除に取り組む皆様方を多方面において支援していく所存でございますので、引き続き、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、私の考えた謎掛けを披露させていただきます。「暴力団」と掛けて、「拳を怪我した空手家同士の試合」と解きます。

その心はどちらも、付き合いません／突き合いません。

※暴力団追放三不運動+1（プラスワン）

暴力団を恐れない。暴力団に金を出さない。暴力団を利用しない。暴力団と交際しない。

# 新刑事部長 就任ご挨拶



岩手県警察本部  
刑事部長 佐藤 力也

本年3月23日付けで、岩手県警察本部刑事部長に就任いたしました佐藤でございます。

皆様には、平素から暴力団排除活動をはじめ、警察活動の各分野にわたり、格別のご支援とご協力をいただいておりますことに、厚く御礼を申し上げます。

全国及び県内における暴力団勢力は、暴力団の集中的な取締りと、皆様方をはじめとする社会全体での暴力団排除活動等により、年々減少しております。

一方、暴力団はその勢力を減らしながらも、飲食店や事業者から「みかじめ料」や「用心棒料」を徴収したり、違法風俗店の経営に関与して不正な利益を得るなど、水面下において、様々な手段を用いて資金の獲得を図っております。

また、平成27年8月に六代目山口組と神戸

山口組が分裂して3年が経過しますが、依然として全国各地で双方の傘下組織の対立が続いており、加えて、昨年4月には、神戸山口組の一部勢力が離脱して任侠山口組を結成して新たな抗争に発展するなど、暴力団を巡る情勢は、極めて混沌としております。

県内においても、六代目山口組及び神戸山口組の傘下組織が縄張りを巡ってにらみ合いを続けており、上部組織による抗争の波及等が懸念されております。

県警察としましては、今後とも、「暴力団根絶」という目標に向け、暴力団の取締の徹底、暴力団対策法の積極的かつ効果的な活用により、暴力団の弱体化を推進するとともに、徹底した警戒活動により、市民の安全確保に万全を期して参ります。

しかしながら、「暴力団根絶」は、独り警察のみで成し遂げられるものではなく、県民一人ひとりが暴力団と対決するという強い意識を持ち、社会全体で暴力団排除活動を進めていくことが不可欠であります。

皆様方には、各地域、職域において、それぞれのお立場から暴力団排除活動に引き続きご尽力を賜りますようお願い申し上げ、私の挨拶とさせていただきます。



# 最近の暴力団情勢等について

岩手県警察本部刑事部組織犯罪対策課

## ■ 全国の暴力団情勢

全国の暴力団勢力は、平成29年末現在で約3万4,500人と、前年に比べ約4,600人減少しており8年連続で暴力団対策法施行後の最少人数を更新しました。

六代目山口組、神戸山口組、住吉会及び稲川会の主要4団体で全暴力団勢力の約7割を占めていますが、以前は全暴力団構成員数等の約半数を占めていた六代目山口組が分裂したことに伴い、一極集中の状態からは変化が生じています。

六代目山口組から神戸山口組が分裂した平成27年8月以降、全国各地において、両団体の対立を背景とした傘下組織による事件やトラブルが発生しているほか、さらに昨年4月に神戸山口組から離脱を表明した任侠山口組と神戸山口組の対立に伴い、昨年9月には白昼の住宅街で銃撃事件が発生するなど、暴力団をめぐる情勢は混沌としており、市民生活の大きな脅威となっております。

警察では、情報収集の徹底、取締や資金源対策の強化により組織の弱体化を図り、対立抗争の発生を防ぐとともに、暴力団排除をより一層進めていくこととしています。

## ■ 県内の暴力団情勢

県内では、平成29年末現在で、11団体、約190人の暴力団勢力を把握しており、全国と同様に減少傾向が続いております。

しかしながら、山口組の分裂騒動に伴い、県内においても組織再編により六代目山口組、神戸山口組双方の傘下組織が対立しており、

予断を許さない状況です。

暴力団は、飲食店等からのみかじめ料の徴収などの従来からの資金獲得活動に加え、違法風俗店の経営、東日本大震災からの復旧・復興事業に絡む違法労働者派遣や、振り込め詐欺をはじめとする特殊詐欺等の様々な違法行為へ関与するなど、社会情勢の変化に応じ、新たな手法も用いて資金の獲得を図っています。

また、暴力団を利用する目的で利益を提供したり、活動を支援する事業者が依然として存在し、暴力団の活動資金を支えています。

## ■ 暴力団追放運動の推進

暴力団を社会から追放し、明るい街をつくるためには、「社会対暴力団」の構図の下「三ない運動+1（プラスワン）」

- 暴力団を「恐れない」
- 暴力団に「金を出さない」
- 暴力団を「利用しない」
- 暴力団と「交際しない」

を推進し、社会が一体となって暴力団追放運動に取り組むことが重要です。

警察は、今後も、岩手県暴力団追放推進センターをはじめ関係各機関と連携し、県民の皆様のご協力をいただきながら、暴力団のいない、安心して生活できる社会の実現を目指して活動して参ります。



# 理事会・評議員会の開催

平成30年5月16日に平成30年度第1回通常理事会、平成30年6月8日に平成30年度定時評議員会が開催され、「平成29年度事業報告及び職務の執行状況等」について審議の上、議決承認されました。



理事会



評議員会

## 暴追センターの財務状況

(平成30年3月31日現在)

### I 正味財産増減計算書

(単位：円)

| 区 分             | 平成28年度決算額    | 平成29年度決算額   | 平成30年度予算額   |
|-----------------|--------------|-------------|-------------|
| 1 一般正味財産増減の部    |              |             |             |
| 基本財産運用益         | 12,291,020   | 12,291,008  | 12,291,000  |
| 特定資産運用益         | 2,389        | 5,764       | 5,000       |
| 受取賛助金・寄附金       | 6,866,000    | 7,036,000   | 6,800,000   |
| 責任者講習業務受託料      | 2,322,524    | 2,352,872   | 2,416,000   |
| その他の収入          | 40,200       | 40,044      | 40,200      |
| 経常収益計           | 21,522,133   | 21,725,688  | 21,552,200  |
| 事業費             | 16,560,493   | 15,657,848  | 16,934,400  |
| 管理費             | 6,330,802    | 5,892,025   | 6,240,600   |
| 経常費用計           | 22,891,295   | 21,549,973  | 23,175,000  |
| 評価損益等調整前当期経常増減額 | △ 1,369,162  | 175,715     | △ 1,622,800 |
| 当期経常増減額         | △ 1,369,162  | 175,715     | △ 1,622,800 |
| 経常外収益           | 236,412      | 0           | 0           |
| 経常外費用           | 0            | 0           | 0           |
| 当期経常外増減         | 236,412      | 0           | 0           |
| 当期一般正味財産増減額     | △ 1,132,750  | 175,715     | △ 1,622,800 |
| 当期一般正味財産期末残高    | 47,486,763   | 47,662,478  | 45,905,218  |
| 2 指定正味財産増減の部    |              |             |             |
| 当期指定正味財産増減額     | △ 29,317,800 | 3,691,900   | △ 1,921,900 |
| 指定正味財産期末残高      | 713,600,200  | 717,292,100 | 712,257,200 |
| 3 正味財産期末残高      | 761,086,963  | 764,954,578 | 758,162,418 |

### II 貸借対照表

(単位：円)

| 科 目        | 平成29年度末     |
|------------|-------------|
| 1 資産の部     |             |
| (1) 流動資産   | 3,195,056   |
| (2) 固定資産   | 764,537,512 |
| 基本財産       | 718,512,100 |
| 特定資産       | 45,462,806  |
| その他の固定資産   | 562,606     |
| 資産の合計      | 767,732,568 |
| 2 負債の部     |             |
| (1) 流動負債   | 900,290     |
| (2) 固定負債   | 1,877,700   |
| 負債の合計      | 2,777,990   |
| 3 正味財産の部   |             |
| (1) 指定正味財産 | 717,292,100 |
| (2) 一般正味財産 | 47,662,478  |
| 正味財産の合計    | 764,954,578 |
| 負債及び正味財産合計 | 767,732,568 |

### III 平成30年度の主な事業と事業費 (単位：千円)

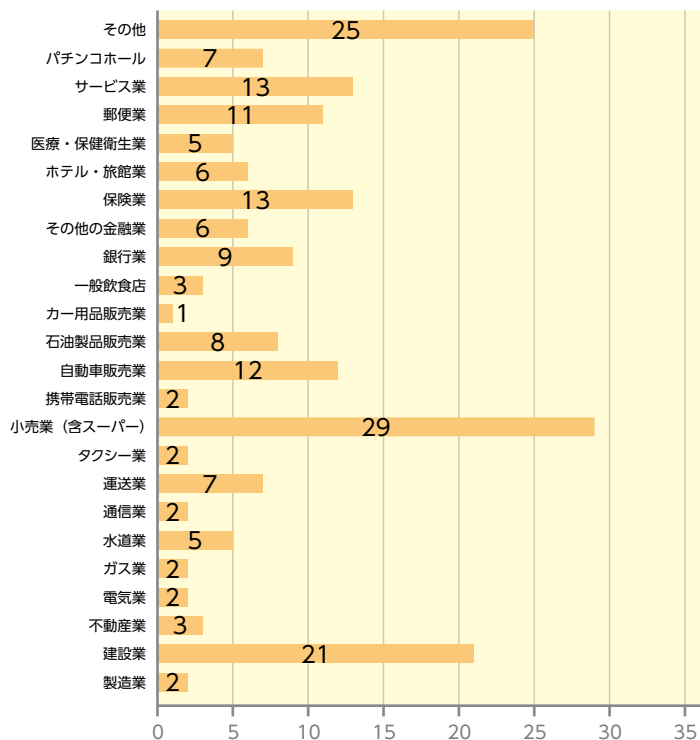
| 事業名           | 事業費   |
|---------------|-------|
| 1 被害者支援事業費    | 4,885 |
| 2 予防活動支援事業費   | 4,899 |
| 3 少年・離脱者支援事業費 | 2,414 |
| 4 広報啓発支援事業費   | 4,735 |

# 不当要求防止責任者講習アンケート調査結果

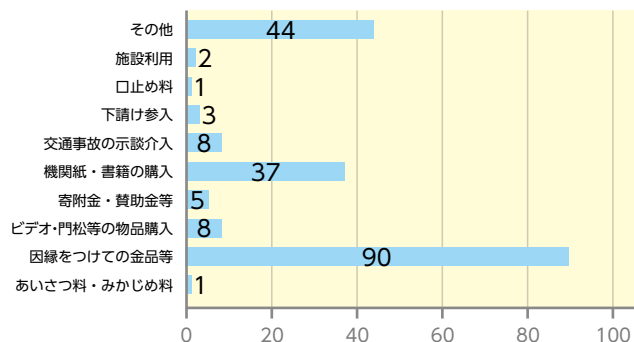
平成27年度から平成29年度の3年に亘り、岩手県内の企業等から選任された不当要求防止責任者に対する講習を実施した際、受講者2,328名にアンケートをお願いしたところ、2,238名（回答率95.7%）から回答が寄せられました。この中で、196名（8.8%）の方が、これまでに何らかの不当要求を受けたと回答しており、その内容について紹介します。

※数字は、人数を示す

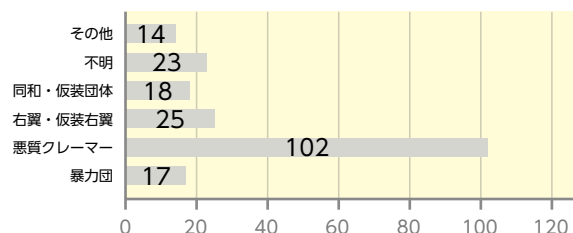
## 要求を受けた業種別



## 不当要求の内容

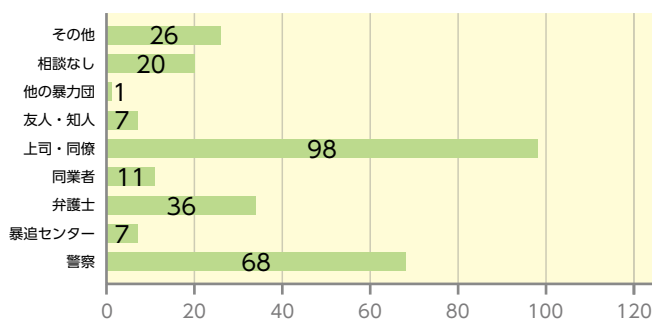


## 不当要求の相手

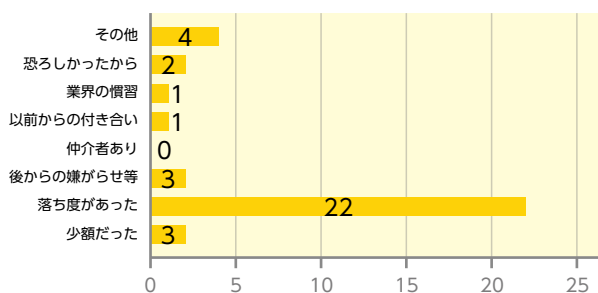


## 対応の相談先

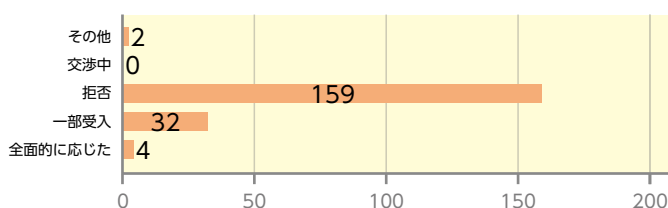
※複数回答あり



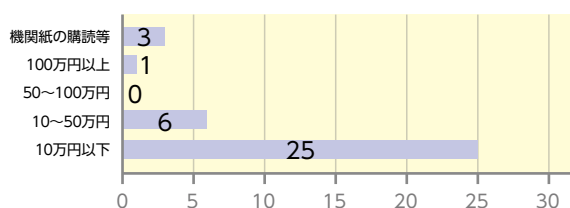
## 受け入れた理由



## 要求への対応結果



## 応じた要求額等





# 暴力団等に対する基本的対応要領

いつ、どこで、何が発端で暴力団等と関わりができるか知れません。ここでは、暴力団員からの不当要求を受けた場合の対応要領を整理しました。大切なことは、暴力団等からアプローチを受けた場合は、一人で悩まず、警察や暴追センターや弁護士に早く相談することです。

## 大原則（対応の基本）

### 組織的な対応

暴力団等から不当要求を受けた場合、担当者が個人的に対応したり、担当者の方に責任を押し付けることは絶対にはやってはいけません。

不当要求に対しては、対応の方針をあらかじめ検討し、組織として一丸となって対応することが何よりも大切です。

## ■平素の準備

### ① トップの危機管理

- ★トップ自らが、「不当な要求には絶対対応しない」という基本方針と姿勢を示し、毅然とした社風を構築していく。
- ★担当者が気楽に報告できる雰囲気作りを行う。



### ② 体制作り

- ★あらかじめ対応責任者、補助者を指定しておき、対応マニュアル、通報手順等を定めておく。
- ★対応責任者は、組織を代表して対応することから、組織としての回答を準備しておく。
- ★対応する部屋を決めておき、録音、撮影機器等をセットしておくとともに、暴力追放ポスターや責任者講習受講修了書等を掲げておく。

### ③ 暴力団排除条項の導入

- ★暴力団等反社会的勢力を排除する根拠として、
  - 暴力団等反社会的勢力とは取引しないこと
  - 取引開始後反社会的勢力と判明した場合、解約することなどの内容が盛り込まれた暴力団排除条項を契約書や約款等に導入しておく。

### ④ 警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等との連携

- ★警察や暴追センター、弁護士等との連携を保ち、事案の発生に備え担当窓口を設けておく。



## ■有事の対応（不当要求対応要領）

### ① 来訪者のチェックと連絡



### ② 相手の確認と用件の確認



### ③ 対応場所の選定



### ④ 対応の人数



### ⑤ 対応時間



### ⑥ 言動に注意する



### ⑦ 書類の作成・署名・押印



### ⑧ トップは対応させない



### ⑨ 即答や約束はしない



### ⑩ 湯茶の接待をしない



### ⑪ 対応内容の記録化



### ⑫ 機を失せず警察に通報



## 暴 追 広 報

### ■人事異動

平成30年4月1日付で、当センター専務理事に羽澤武志が就任しました。

本年4月から公益財団法人岩手県暴力団追放推進センターの専務理事として勤務しております「羽澤」でございます。

暴力団のいない安全で明るく住みよい郷土岩手県の実現のため、専心努力してまいりますので、皆様のご支援、ご協力を御願い申し上げます。

### ■県民大会の開催

平成30年度「岩手県暴力団追放県民大会  
地域安全・暴力団追放胆江地区民大会」の開催

平成30年10月31日(水)13:30～

奥州市水沢佐倉河字石橋41

奥州市文化会館(2ホール)大ホール

**入場  
無料**



多くの方の入会をおまちしています。

## 賛助会員を募集しています。



**暴力団追放  
賛助会員之証**  
(公財)岩手県暴力団追放推進センター

暴追センターでは、個人・企業・団体など県民総ぐるみの暴力団追放運動を展開するため、暴追センターの行う各種事業に、ご賛同・ご支援をいただきたく賛助会員を募集しております。多くの皆様のご理解、ご協力をお願い申し上げます。

#### ■入会の手続き

「入会申込書」をお送りします。詳しくは、暴追センターまでお電話下さい。

■年会費(口数は自由です)

●個人…一口5000円 ●団体等…一口20,000円

※暴追センターは「公益財団法人」として認定されておりますので、税法上の優遇措置を受けることができます。

**特典**

「賛助会員之証」の交付、機関紙、各種暴排資料等を送付

暴力団を恐れない、暴力団に金を出さない、暴力団を利用しない、+1 暴力団と交際しない

**暴力団のことで  
お困りの方は気軽に  
まずはご相談を**  
(相談無料・秘密厳守)

### (公財)岩手県暴力団追放推進センター

(公安委員会指定 岩手県暴力団追放運動推進センター)

〒020-0022 盛岡市大通1丁目2番1号 岩手県産業会館(サンビル)2F

TEL **019-624-8930**

FAX **019-656-0886**

フリーダイヤル **0120-244893**

インターネット **http://www.iwate-boutsui.jp/**

暴追センターへのご意見・ご要望がありましたらお寄せ下さい。